

「阪神ゴルフセンターゴルフカード」ご利用約款

- 第1条 (約款の目的)
 ㈱阪神住建不動産販売(以下「当社」といいます)は、阪神ゴルフセンターゴルフカード(以下「本カード」といいます)をこの約款に従って取り扱うものとする。又、本カードの所有者(以下「お客様」といいます)もこの約款に定められた規定を承認した上でご利用頂くものとします。
- 第2条 (本カードの申込・発行)
 お客様は所定の申込書に必要事項をご記入いただいた後、当社は本カードを発行致します。万一、実際のお名前・住所以外を記入された場合は、特定のサービスやカード再発行をお受けできない場合があります。
- 第3条 (使用施設・使用方法)
 お客様は当社の運営する下記のゴルフ練習場(以下「練習場」といいます)において、カードに記載の残金額並びにポイントの範囲内で、打席利用等にご利用いただくことが出来ます。尚、ポイントのみ練習場の付帯施設でも利用が可能となります。(1ポイントを1円換算)。利用可能施設・品目に関しては都度変更されますので、練習場フロントでご確認ください。
 阪神ゴルフセンター大 正店 大阪市大正区千島1-1-4 1
 阪神ゴルフセンター住之江店 大阪市住之江区柴谷1-2-1 1
- 第4条 (カードの機能等)
 カードには以下の機能があります。
 (ア) カードは1枚でお客様の認識と練習場施設の利用料金等の支払いにご利用頂けます。
 (イ) お客様は自動入金機に下記の金額を本カードに入金頂くことが出来ます。又、入金時に下記のポイントを進呈致します。
- | 入 金 額 | 進呈ポイント | 入 金 額 | 進呈ポイント |
|--------|--------|---------|--------|
| 2,200円 | 0P | 10,000円 | 1,000P |
| 3,000円 | 60P | 20,000円 | 3,000P |
| 5,000円 | 150P | 30,000円 | 5,000P |
- (ウ) カードに入金された金額は、最終利用日より1年で無効となります。但し、無効となった日から1年以内にカードをお持ち頂いた場合に限り、失効した金額をポイントに換算してカードに還元致します。
 (エ) カードに記載されたポイントは最後に練習場を利用頂いた日から1年後に無効となります。
 (オ) カードに印字されているポイントと、当社コンピューターの保有するデータに万一相違が発生した場合は、当社コンピューターの保有する数値を優先させて頂きます。
 (カ) ポイント制度は経済情勢・当社の運営方法の変更等の事情により、当社の都合で改定・廃止する場合がございます。
- 第5条 (返金の取扱)
 カードに入金された金額はお客様が使い切るものとし、原則返金できません。
- 第6条 (カードの使用)
 ①お客様は練習場をご利用の際は必ずカードをご持参ください。
 ②カードは記載されているお客様のみご利用頂けます。他人に貸与・譲渡することは出来ません。
 ③カードを忘れられた際は、残金額等があってもご使用いただけません。
- 第7条 (カードが利用できない場合)
 以下の際はカードの利用が出来ない場合がございますので、予めご了承下さい。
 ①機械の故障・停電等により当社施設の運営が困難になった場合。
 ②カードが違法、又は不正に取得されたものである時。
 ③カードが偽造・変造又は不正に作成されたものである時。
 ④万一、カードに異変を感じた際や、機械にエラーが表示された際は、フロントまでご連絡下さい。
- 第8条 (カードの取扱い)
 カードを円滑にご利用頂く為、以下の点にご注意下さい。
 ①水に濡らさないこと
 ②折り曲げたりしないこと
 ③磁気に近づけないこと
 ④高温になる場所に放置しないこと
- 第9条 (カードの変形・破損)
 カードが変形・破損等によって電磁記録の読み取りが出来なくなった場合、お客様はそのカードをフロントに提出することにより、新しいカードの再発行を受けることが出来ます。その際、当社所定の手数料を頂戴致します。
- 第10条 (カードの紛失・盗難等)
 カード紛失・盗難時等の取扱いは以下の通りとします。
 ①カードの紛失・盗難等が判明した時は、直ちに当社施設のフロントまでご連絡下さい。
 ②紛失・盗難等のご連絡までにカードが利用・返金処理されても当社は一切の賠償責任を負いません。
 ③紛失・盗難等によりカードの再発行を希望される場合は、当社所定のカード再発行依頼書に必要事項をご記入の上、運転免許証等の身分証明書とともにご提出頂くと、カードを再発行させて頂きます。その際所定の再発行手数料を頂戴致します。
- 第11条 (カード再発行不可の例)
 カードの紛失・毀損等による再発行を行なう場合、本約款第2条の申込書に記載の住所・氏名が身分証明書と異なる場合は、カードの再発行及び従前のカードのデータの移し換えをお断りする場合があります。
- 第12条 (登録内容の変更の届出)
 お客様が登録申込書に記載された内容に変更があった場合は、速やかにお届け下さい。
- 第13条 (取扱いの変更)
 カードの取扱いについてこの約款を変更する場合、当社は一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を摘要致します。

付則 この約款は平成29年8月1日より摘要致します。

株式会社 阪神住建不動産販売

個人情報保護指針

㈱阪神住建不動産販売(以下「当社」といいます)では、お客様のプライバシーをお守りする為、個人情報については以下のように取り扱っております。

- 個人情報の収集
 当社では当社事業を適切に運営する為に必要な範囲でお客様のお名前、ご住所、電話番号など個人情報を収集し、使用させて頂いております。
- 個人情報の第三者への提供
 当社では、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への開示・提供は一切致しません。
 ①お客様の同意がある場合
 ②当社事業運営上、必要な場合において、業務委託先に開示・提供する場合。尚、業務委託先に提供する場合は、個人情報が適正に取り扱われることを確認した上で、提供致します。
 ③その他、法律に基づき開示が義務付けられる等正当な理由がある場合。
- 開示・訂正の請求
 当社はおお客様がご自身の個人情報の確認を希望される場合は、原則としてその内容をお知らせ致します。また、内容に誤りがある場合には訂正させて頂きます。
- 法令遵守
 当社は、当社が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取扱を必要に応じて見直し、その改善に努めます。

以上

上記取扱に関してご不明な点がございましたら、フロントまでお問い合わせ下さい。